

労働基準監督官

～安心して働く環境をつくるために～

労働基準監督官とは

労働基準監督官は厚生労働省の専門職員です。働く人の労働条件の確保、安全や健康を守ることが仕事です。

多種多様な機械、化学物質等を取り扱う工場などあらゆる職場に立ち入り、労働基準関係法に定める労働条件や安全衛生の基準を守っていただくように必要な指導を行うことから、採用試験の区分にも、**法文系と理工系**の2つがあります。



★監督官PR動画★



様々な場面で**理工系**の専門知識を活かすことができます

主な業務

◆監督指導

- 労働時間・賃金支払い等の労務関係資料、労働条件についての調査
職場の機械・設備の検査

◆安全衛生

- 工場や建設現場での、クレーンやボイラーなどの機械の検査
- 有機溶剤などの化学物質、石綿などによる健康障害防止のための指導
- 重篤な労働災害の原因調査、再発防止のための指導

◆司法警察業務

- 法違反の是正指導に従わないなどの悪質な場合に、特別司法警察職員として捜査し、検察庁に送検する



監督官の業務の様子

◀ 工場や建設現場での
機械設備の安全性の指導

化学物質を取り扱う工場などでの
安全管理、健康管理の指導 ▶



◀ 労働災害発生現場での原因調査

司法警察業務における関係者への
事情聴取 ▶



採用試験

採用試験には、労働基準監督官A（法文系）と労働基準監督官B（理工系）の区分があります。

<試験科目>以下、過去の試験実績より。試験については毎年2月ごろに人事院から公表。

○基礎能力試験は労基A・労基B 共通

★労働基準監督官採用情報★
(石川局HP)

○専門試験 多肢選択式

労基A：(必須)労働法、労働事情

(選択)憲法、行政法、民法、刑法、経済学、労働経済、社会保障、社会学

労基B：(必須)労働事情

(選択)工学基礎、工学基礎としての数学、物理、化学

○専門試験 記述式

労基A：労働法、労働事情

労基B：工業事情、工学専門基礎

★採用パンフレット★
(理工系)



勤務地

採用後は3から4年目の局間異動を除き、原則として採用された都道府県の労働局（生活本拠地労働局）で勤務します。厚生労働本省への異動を希望する場合は、原則、3年目から4年間本省で勤務し、7年目に生活本拠地の労働局へ異動します。
※引き続き厚生労働本省での勤務を希望する場合は、この限りではありません。



労働基準監督官B（理工系）の試験区分で採用された方を中心として、職員構成、本人の希望等も踏まえつつ、5年目以降安全衛生業務を中心とした業務に従事していただくキャリアパスもあります。

自身の希望・能力に
応じた多様なキャリア
アを形成できます

仕事と家庭の両立

Q 休暇や残業はどんな感じ？

A 職員の年次有給休暇を取得が推進されていて、プライベートの時間は取りやすいです。また、監督官は過重労働やサービス残業を取り締まる立場ですから、一人に負担がかかることがないように、上司や先輩が気にかけてくれていて、働きやすい環境です。（令和2年任官）



Q 育児休暇の取得状況は？

A 女性の育児休暇の取得はもちろん、男性の育児休暇の取得も推奨しています。私も子どもが生まれた時に取得しました。育児期間は、子どもとずっと一緒にいられる貴重で素晴らしい時間でした。周りの職員のサポートがあったので大きな不安もなく、業務に戻ることができました。（平成23年任官・男性）

研修制度

任官後1年目は、採用局監督署での実地研修に加え、前期・後期合計約3か月の労働大学校（埼玉県朝霞市）での中央研修があります。その後もキャリアの節目ごとに研修が用意されていますので、法令に関する知識や産業安全衛生に関する知識等を十分に取得できるカリキュラムとなっています。

石川労働局の雰囲気

丁寧に教えてくれる先輩、上司ばかりで、安心して、のびのび仕事ができます。日々、労働行政の在り方や法律について勉強しながら自己の成長を感じられる仕事です。今年度は令和6年能登半島地震に伴う復旧復興工事のパトロール業務等、職場の安全が地域の復旧復興に不可欠であると実感しています。（令和2年度任官）

石川労働局の職員は、親しみやすく、親身に接してくれていて、恵まれた環境の中で働くことができます。未だ法律の知識が不十分ですが、埼玉県朝霞市にある労働大学校での中央研修を終え、着実に業務内容を把握することができています。先輩職員の仕事に同行し、日々、学ぶことが多く、とても充実しています。（令和6年度任官）